〔20〕建設リサイクル法

特定建設資材※1を用いた一定規模以上の対象建設工事※2は、特定建設資材廃棄物※3を工事現場で分別解体等して、再資源化等することが、工事発注者及び受注者に対して義務付けられています。

※1　特定建設資材
「コンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」、「木材」、「アスファルト・コンクリート」

※2　対象建設工事
1）建築物の解体工事で床面積の合計が 80 ㎡以上のもの
2）建築物を新築、増築する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの
3）建築物を大規模な修繕又は模様替え等をする場合で、その工事の請負金額が 1 億円以上のもの
4）建築物以外の工作物を新築又は解体する場合で、その工事の請負金額が 500 万円以上のもの

※3　特定建設資材廃棄物　　特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物になったもの

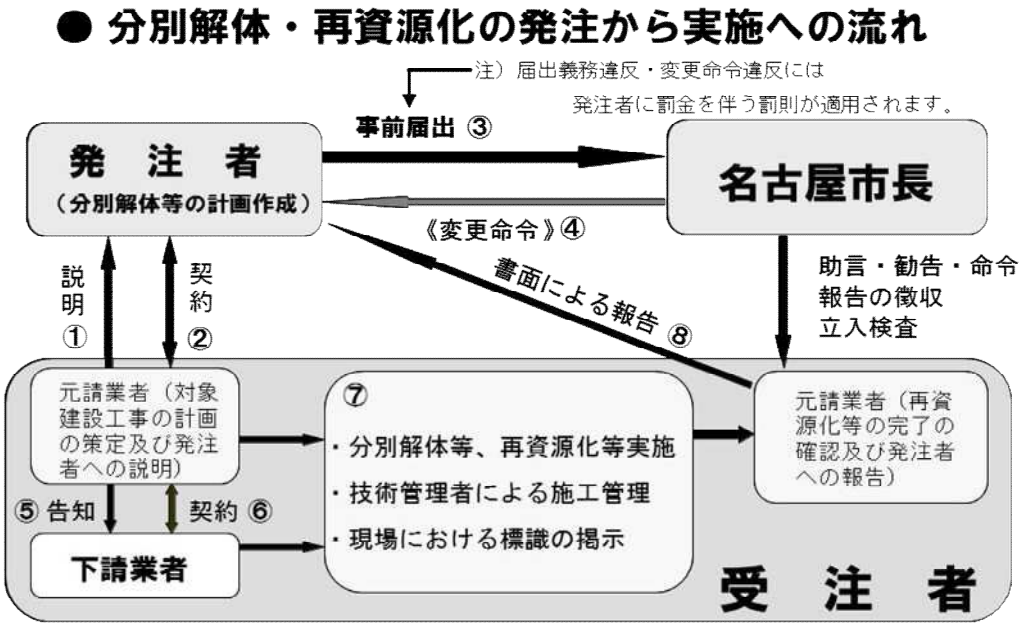

◆届出について

対象建設工事の発注者は、工事着手の 7 日前までに、分別解体等の計画等について、名古屋市長（建築指導課）へ届出が必要となります。

＜届出に必要な書類＞　　＊代理者が届け出る場合は、委任状が必要です。
1）届出書　　＊「5. 工程の概要」欄内に記載することができない場合は、工程表が必要です。
2）分別解体等の計画書
3）付近見取図
4）対象建築物の写真（解体工事の場合）
　　又は
　各階平面図又は立面図（解体工事以外の場合）
5）解体工事業の登録又は建設業法の許可を受けた書類の写し

注）提出部数は 1 部です。控えが必要な方は事前に届出書をコピーするなどしてください

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市　建設リサイクル法　　検 索

「名古屋市:建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)の概要(事業向け情報)」
(https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-10-6-0-0-0-0-0.html)